

2025年12月19日

投資家の皆様へ

大和アセットマネジメント株式会社

信託約款変更のお知らせ

以下の変更対象ファンドについて、主要投資対象の変更を実施するため、信託約款の変更を行ないますので、お知らせいたします。

1. 変更対象ファンド

新世代成長株ファンド（愛称：ダイワ大輔）

2. 変更内容および変更理由

当ファンドは、国内の中小型株への投資を目的として設定されました。

設定時（1999年12月）においては、発行済株式総数による規模の分類が一般的であり、東京証券取引所による分類でも発行済株式総数2億株未満の銘柄が中小型株とされていました。

しかし、株式の額面制度の廃止等により、現在では時価総額による規模の分類が一般的となり、東京証券取引所による分類も、時価総額および流動性が高い100銘柄を大型株、それ以外を中小型株と規定しています。

このため、主要投資対象を以下のとおり変更します。

現 行：発行済株式総数が2億株未満の株式

変更後：東京証券取引所上場株式のうち時価総額上位100銘柄以外の株式

なお、この約款変更は、商品としての基本的な性格を変更するものではなく、重大な約款変更には該当しません。

3. 変更適用日

2026年3月7日

以上

信託約款新旧対照表

新世代成長株ファンド

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>わが国の金融商品取引所上場株式のうち、<u>中小型株</u>（※）（当該株式の発行会社の転換社債および転換社債型新株予約権付社債を含むものとします。）を主要投資対象とします。</p> <p>※ 当ファンドにおいて、中小型株とは、東京証券取引所上場株式のうち投資する前月末時点の時価総額上位 100 銘柄（以下「大型株」といいます。）以外の株式をいいます。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ <u>大型株</u>（当該株式の発行会社の転換社債および転換社債型新株予約権付社債を含むものとします。）への投資は、次のイ. およびロ. の両方を満たす範囲で行なうものとします。</p> <p>イ. 組入額の合計（取得時において<u>中小型株に分類された銘柄</u>の組入額は含まないものとします。）が信託財産の純資産総額の20%程度以下</p> <p>ロ. 一銘柄当たりの組入額が取得時において信託財産の純資産総額の1%程度以下</p> <p>④～⑥ （略）</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>わが国の金融商品取引所（※）上場株式および店頭登録株式のうち、取得時において発行済株式総数（銘柄間の比較ができるよう、2001年9月末日の額面や単元株の株数などから当社の判断で株数を修正することができます。以下同じ。）が2億株未満の株式（当該株式の発行会社の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を含むものとします。</p> <p>※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 発行済株式総数が2億株以上の株式（当該株式の発行会社の転換社債および転換社債型新株予約権付社債を含むものとします。）への投資は、次のイ. およびロ. の両方を満たす範囲で行なうものとします。</p> <p>イ. 組入額の合計（取得時において発行済株式総数が2億株未満で、その後2億株以上となった銘柄の組入額は含まないものとします。）が信託財産の純資産総額の20%程度以下</p> <p>ロ. 一銘柄当たりの組入額が取得時において信託財産の純資産総額の1%程度以下</p> <p>④～⑥ （略）</p>